

愛知県地域保健医療計画「在宅医療対策」の改定について

1 愛知県地域保健医療計画

- 医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき、都道府県が策定する計画。愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的としており、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び**在宅医療**の医療連携体制の構築等について記載することとされている。次期計画はこれに新興感染症発生・まん延時における医療が追加される予定。
- 現行の愛知県地域保健医療計画（以下「愛知県計画という」）の計画期間は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間であり、**次期愛知県計画は令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間の計画となる。**
- 次期愛知県計画においては、現在作成している 2 次医療圏ごとの医療圏保健医療計画は、計画本文に統合し一項目とする。

2 現行計画の構成

以下の 2 項目を章立てして、それぞれの現状と課題が記載されている。

1. プライマリ・ケアの推進

身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や、予防のための健康管理相談等を含めた包括的な医療が受けられることの体制の整備、推進について記載。

2. 在宅医療の提供体制の整備

在宅医療に係る現状を示したうえで、医療資源を増加させること、多職種連携の支援、地域包括ケアシステムの構築を軸とした、体制の整備、推進について記載。

3 国指針について

- 令和 5 年 3 月 31 日付け「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」が発出され、「**在宅医療の体制整備に係る指針**」（以下「**国指針**という）が**一部改正**された。
- 今回の一部改正では、主に以下の点について見直しの方向性が示された。

見直しの方向性

- ・ 地域の実状に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な圏域を設定する
- ・ 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める
- ・ 在宅医療における各職種の機能・役割の明確化

4 次期愛知県地域保健医療計画（在宅医療対策）について

（1）構成

現行計画と同様とする。

（2）主な見直し内容

主に以下の内容を記載した。

- ・ 県栄養士会の、栄養ケア・ステーションに関すること
- ・ 在宅医療に携わる理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等、リハビリ職種の記載
- ・ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点に関する検討を進めること
- ・ 新興感染症発生・まん延時に在宅医療が提供できる体制が確保できるよう備える必要があること
- ・ 在宅医療の体系図
- ・ ロジックモデル（施策・指標体系）

5 愛知県計画における目標値について

- 愛知県計画における在宅医療の目標値については、厚生労働省平成 29 年 8 月 10 日付通知「医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」（令和 5 年 6 月 30 日一部改正）により、**第 8 次医療計画における在宅医療等の整備目標と第 9 期介護保険事業（支援）計画におけるサービスの量の見込みを整合的に定める必要があるとされている。**
- 令和 8 年（2026 年）度までの介護施設・在宅医療等の必要量について、市町村との協議が 12 月頃行われるため、**その結果を踏まえて、今後目標値を設定する。**
- 在宅医療の目標値は、中間見直しが行われる**令和 8 年度末までの目標値を設定する。**
- 目標値を示す指標について、ロジックモデルの作成に伴いアウトカム指標として以下の指標を追加予定。

指標	出典
訪問診療を受けた患者数	NDB
在宅看取り件数	NDB

※NDB（ナショナルデータベース）…厚生労働省保険局が管理するレセプト情報・特定健診等情報データベース